

平成25年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成25年12月16日（月） 13時30分～14時30分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて
 - (2) 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式（案）について
 - (3) 平成24年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

資料1 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて

資料2-1 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式（案）

- (別紙1) 登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書
- (別紙2) 登録政治資金監査人証票再交付申請書
- (別紙3) 登録政治資金監査人変更登録申請書
- (別紙4) 登録政治資金監査人登録抹消申請書
- (別紙5) 登録政治資金監査人登録抹消届出書
- (別紙6) 登録政治資金監査人登録申請書

資料2-2 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案の概要

資料3 平成24年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）

資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

資料A 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(第2期)
(たたき台)

資料B-1 登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式(案)(見え消し版)

(別紙1) 登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書

(別紙2) 登録政治資金監査人証票再交付申請書

(別紙3) 登録政治資金監査人変更登録申請書

(別紙4) 登録政治資金監査人登録抹消申請書

(別紙5) 登録政治資金監査人登録抹消届出書

(別紙6) 登録政治資金監査人登録申請書

資料B-2 省令改正に伴う「登録政治資金監査人登録抹消届出書」添付書類新旧対照表

資料C-1 ホームページに掲載している登録政治資金監査人の登録一覧の更新について

(別紙) 登録政治資金監査人の登録申請について

資料C-2 登録政治資金監査人の責任関連資料

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成25年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成25年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、平成25年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(第2期)について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 議題(1)でございます。資料1にございますように、取りまとめ(第

2期)の対象を設定してはどうかということでございますが、その詳しい内容につきましては、委員限り資料Aによりまして御説明をさせていただきます。

あけていただきまして、本文1ページ目からですが、1としまして「登録政治資金監査人の登録及び研修等」ということで、1ページからデータの記述をしております。3ページにまいりまして、「今後の方向性」のところでございますが、当面の登録者数につきまして、確保されていると思われるということ。それから、その一方、地域的な偏在が依然として見られること、登録抹消者が増加傾向にあることを踏まえまして、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、新規登録や研修受講機会の確保、登録時研修未修了者への研修受講の啓発に努めていくことが適当としております。

次のページにまいりまして、一番下のポツでございますが、適正な政治資金監査の実施に資するよう、フォローアップ説明会として実施してまいりましたものを、政治資金規正法19条の30にいう研修と位置づけて充実させ、継続的に実施することにしております。

その次の5ページ、6ページは統計になっております。

それから、目次の大きい2でございますが、「政治資金監査に関する具体的な指針」ということでございまして、7ページ目から記述をしております。(1)のところでは策定の経緯に触れまして、(2)におきまして、25年6月の改定について説明をし、8ページになりますが、「今後の方向性」のところ、今後とも必要な見直しを行っていくことが適当としております。

それから、大きい項目の3でございますが、「政治資金監査の質の向上について」、副題としまして「登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方」というところでございます。9ページになりますが、前回、前々回と御議論いただきました、政治資金監査の実施状況を踏まえて出てきた課題としての政治資金監査の質の向上について記述をしております。

(1)では、これまで行ってまいりました登録政治資金監査人に対する研修のあり方について見直し、10ページの「今後の方向性」のところですが、①としまして、フォローアップ研修の継続的实施と内容の充実、それから②としまして、毎年参加者が全体の3割程度にとどまっていることから、フォローアップ研修への参加の促進について、各士業団体との協力の強化を含めて記述をしております。

11ページからの(2)の部分では、質の向上に向けまして、登録政治資金監査人一般に対する研修だけではなく、新たに委員会が個別の登録政治資金監査人に対して指導・助

言を行うことを念頭に、実務として各都道府県選管において行われております収支報告書の、いわゆる形式審査、確認、指導につきましてはこれまでどおり行っていただくこととしまして、それとは別に、図が12ページに出っておりますが、選管から委員会に報告をしていただく仕組みを設け、報告していただく目安としての確認項目を策定し、それを委員会から選管にお示しして、その報告を受けて、必要に応じて、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言をすることが適当であるとしております。

引き続きまして、大項目の4「政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項」につきましては、「取りまとめ（第1期）」で課題とされました項目について、第2期において深掘りの議論等がなされたもので、それらを踏まえまして、対応の方向性を示すという構成にしております。以下では、主に「対応の方向性」を中心にご説明をさせていただきます。

(1)「領収書等」の必要記載事項についてですが、「対応の方向性」が15ページになります。(I)政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として支出を受けた者の氏名及び住所を加えることにつきましては、必要記載事項としてそれが満たされた場合、対応関係がより明確になることが期待されるということでございますが、その一方、商取引の実態上、住所の記載のないものが多数流通していることを踏まえまして、領収書等の必要記載事項の増加が、不備のある領収書の増加につながりかねないというところでございまして、これまで当委員会としてとってまいりました方向性にのっとりまして、(I)の末尾のところですが、「支出の事実を証明する書類により登録政治資金監査人が確認を行うという観点からの現在の政治資金監査上の取り扱いを引き続き継続することが適当である」としております。

次に、(II)支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用につきましては、政治資金監査上の取り扱いとして行っている取り扱いについて、引き続きこの運用を続けることとするのが適当であるとしております。

それから、16ページからの(2)会計帳簿への支出先住所の記載についてでございます。これも経緯が長うございまして、18ページに対応の方向性、飛んでおりますが、(I)支出を受けた者の住所を記載することが極めて困難な場合の対応につきましては、マニュアルの改正において、いずれかの住所が記載されている場合には、記載不備とは扱わないことを明記したところでございまして、この運用によることが適当であると考えられるとしております。

(Ⅱ) 会計帳簿への住所の記載については、領収書等から会計帳簿及び収支報告書へ住所を転記する事務の負担軽減をどうやってしていくかが問題となるわけですが、右側の１９ページにデータがございすように、総務省のソフトを用いることによりまして相当程度達成可能であり、実際の普及状況がこのようになっておりますので、制度改革が全ての政治団体に影響する大きな課題であることを考えまして、当面はソフトの一層の普及促進を図ることが適当であるとしております。

(３) 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法につきましては、２０ページからになりまして、「対応の方向性」は右側の２１ページになります。記載欄を分けた場合に、明瞭性において一定の向上が期待されるということ。しかしながら、その一方で、様式・記載欄の増加により、複雑となる可能性があること。特に、寄附の量的制限との関係で問題となることを書いてございます。また、記載しておりませんが、先ほどの(２)と同様に、全ての政治団体にとって影響する大きな課題でありますことも考え、さらなる検討が必要であるとしていただいております。

２２ページからの(４) 前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法につきましては、「対応の方向性」が２３ページになります。既に簡易な記載方法について、一定の定着を見ているところでございまして、仮に記載欄を分けることとする場合、この簡易な収支報告書の記載方法を再度見直す必要が生じることになりますため、当面は政治団体における前払式証票等の利用状況をにらみながら、また、記載欄の変更以外による対応方法として企業会計方式を求める意見がございましたので、そのことも踏まえ、今後必要に応じて検討していくことが適当であるとしております。

２４ページの(５)、収支報告書の訂正につきましては、マニュアル改正により規定したところでございまして、実務としては既に定着しているものと考えられ、さらなる周知を行っていく必要があるとしております。

(６)、２５ページからになりますが、支出の区分につきましては、「対応の方向性」が２６ページになります。(Ⅰ) わかりにくい部分があるという問題に対しましては、現行制度の説明を充実させる。例えば、政治活動のあり方の変化に対応して、そこには例示としまして、例えば政治団体のインターネットの活用等をお示ししておりますが、こういう場合に、疑義が生じた場合には、適正化委員会の見解を示す等の方法によりの的確に対応していく必要があるとしております。

また、(Ⅱ) 支出区分の見直しにつきましては、るる検討してまいりましたが、直ちに支

出区分を見直すべきとまでは言えず、実例を見ながらさらに注視していくとしております。

それから、２７ページからの（７）業務制限の範囲につきましては、「現在の取り扱い」のところで現行の規定を紹介し、その趣旨につきまして、マニュアルの説明を引用しております。検討の方向性としましては、取りまとめ（第１期）を受けて、事例や類似の他法令を参考にしつつ検討を行ってきたというところでございます。

２８ページにまいりますと、①から⑨ということで検討しました事例を掲げまして、その際の検討の視点としましては、政治資金監査制度の基本的性格から出発しまして、その性格上、外形的・定型的な確認であって、いずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないということから、業務制限の強化の必要性はないという考え方を示しております。その一方、これも制度の沿革にさかのぼりますが、国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものでございますので、国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方が示されたとしておりまして、このような業務の基本的性格と国民の信頼を保つための配慮という観点から、①から⑨について検討しているところです。

２８ページの下の方、①ですが、そもそも自分が作成したものを監査するということでは外部性が確保されたとは言えないことから、今後、制度的な対応は必要と考えられるとしているところでございます。

２９ページに参りまして、②では、当面状況を注視し、なお、連続何年で線を引くか、また、地域的偏在に対してどう考えるかということを課題としております。

③につきましては、ご意見がそれほど多くあったわけではございませんが、国会議員の職責や政党助成法の規定に鑑み、慎重な判断を促すことが適当であるとしまして、具体的にはＱ＆Ａで見解を示してはどうかというのを現在のたたき台の案としております。

④につきましては、業務の基本的性格から、国会議員の確定申告を担当することが必ずしも当該議員に係る政治団体との間のなれ合いを意味するわけではないという考え方と、制限している政党助成法の規定があるということで、意見が分かれたところでございますが、国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点において委員の意見が一致したところでございまして、制度改正により一律の業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であるとしております。

具体的には、括弧内に記述しておりますが、現行のＱ＆Ａでは、確定申告を受託している税理士による政治資金監査は業務制限に該当しない旨を明記しているということにとど

まっておりますので、このQ&Aを改正することによりまして委員会の見解を明らかにして、慎重な判断を促してはどうかということでございます。

⑤につきましては、29ページから30ページにかけてでございます。同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体であっても、そのあり方はさまざまであろうということと、同一の国会議員という共通項から、利害関係があるとの指摘を受けかねないということで、意見が分かれたところではあるのですが、国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点について委員の意見が一致したところでございまして、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、慎重な判断を促すことが適当であるとしております。具体的には、現行のQ&Aでは、後援会役員による同一の代表者を持つ他団体の政治資金監査について、業務制限に該当しない旨明記しているというだけでございますので、このQ&Aを改正することによりまして委員会の見解を明らかにして、慎重な判断を促してはどうかということでございます。

次の⑥につきましては、会計責任者と出納責任者とは本来役割が異なるものでございます。さまざまな実態があると考えられますことと、一方で、同一の国会議員という共通項を持っているというところで意見が分かれたところでございまして、国民の信頼を保つための一定の配慮としまして、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられるとしております。

具体的には現行のQ&Aでは、出納責任者の政治資金監査について、業務制限には該当しない。ただ、行った者の氏名は明らかになるということになっておりますため、このQ&Aを一步進めまして、改正をしまして、委員会の見解を明らかにして、慎重な判断を促してはどうかということでございます。

⑦から⑨、近親者、あるいは献金をした者という者につきましては、基本的性格として、職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであるということ、また、外形的・定型的な確認であること、さらに、政党助成法の監査でも業務制限の対象とはされていないことから、対象となる国会議員関係政治団体と密接な身分関係を有するとまでは言い難く、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられるとしております。その一方、報道もございまして、国民の信頼を保つための配慮としまして、ただし書きを付してございまして、政治資金監査を行った監査人の氏名が国民の前に公開されること、当委員会としても引き続き状況を注視していくということを付してしております。

(7)の業務制限のしめくくりとしましては、30ページの末尾から31ページにかけ

まして、基本的性格を踏まえて、指摘を受けた事例について具体的に検討を行ったこと、さらに、慎重な判断を促すことが適当と考えられる事例が幾つかございましたが、それらの事例につきましては、Q&Aの改正を念頭に、その周知を含め、士業団体とも連携しつつ、当委員会として適切に対応することとしたいとしております。

32ページの(8)年の途中に政治団体の区分に異動があった場合がございますが、平成25年6月のマニュアル改正において趣旨を明確化したところでございます。取り扱いとして既に一定程度定着をしていることから、今後とも周知に努めていくことが必要であるとしております。

それから、33ページに参考資料の一覧がございまして、その後ろに別冊がついてございますが、参考資料の1から10につきましては、委員会の実施状況、あるいは海外調査の概要、委員会の示した見解など、委員会の活動を示す資料として添付しているものでございます。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

はい、牧之内委員。

【牧之内委員】 ちょっと幾つかありますが、数が多いので、前半、後半に分けてお話ししたいと思います。

まず、11ページですが、書いてあることに特に異論があるわけではありませんけれども、これは私が前回から何回か申した話なんです、前回の9月30日の資料の2ページには、「総務省及び選挙管理委員会から会計責任者を通じて登録政治資金監査人に伝達する方法のほか」というのが入ってあったんですけれども、今回、それが省かれておりますので、こういう過去のをずっと見ている人はいいんだけど、この取りまとめだけをぼっと見ると、何か通常というか、従前からやっているような、ちょっと注意喚起をしたりとかというようなことはもうしちゃいかんのかなとか、要らぬ誤解を生ずる危険性もありますので、前の資料と同じようにつけ加えておいたほうが誤解を生じないかなと思います。

それから、ずっと読ませていただいたときに、何となく奇異に感じたのは、13ページから14ページにかけて、現在の取り扱いということなんですけれども、そこに何か「検討の方向性」みたいな、14ページの一番冒頭ですが、必要事項を記載することが適当ではないかという、何かこの委員会として「適当ではないか」という見解をまとめたみたい

な表現が入っていますが、これはちょっと置きどころを工夫していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。特別な理由があるのであれば、特にこだわるわけではございません。

それから、21ページですけれども、金銭を伴わない収入・支出。これはちょっと、まだ私が十分読み足りてないのかもしれませんが、前払式証票やクレジットカード等のいずれかの時点で金銭の出し入れがあるものは除いて、純粋に金銭の出し入れがないものに限って、特別な取り扱いをするということを私は前から申し上げているので、そのところが、この中ではっきりしているのかなと。そうすれば、記載欄の増加によって収支報告書がかえって煩雑になるとか、確認の際の一覧性が損なわれるとか、こういうものは事務局のほうで前回お示しいただいた様式の改正欄、これを前提にすれば確かにそうなんだけど、あんな複雑なものをつくる必要はないんじゃないかということを私はこの間申し上げたので、それをもう1回検討してほしい。そこが抜けて、明瞭性をちゃんとはっきりさせようと言っているのに、かえって複雑になります、煩雑になります、わかりにくくなりますというのでは、何のための問題提起だったかということになりますので、ちょっとここはご再考いただきたい。

特に結論は、これしかしようがないんだろうと思いますが、一番の基本的な問題は、全ての収入・支出というふうに法律でなっている中で、いわゆる金銭を伴わない収入を特別扱いしたりすることが、法令との関連上どうなのかということ。それから、選挙運動収支報告書の関係でいうと、選挙運動収支報告書のほうは、特に支出のほうが問題になり、政治資金のほうは特に収入のほうが問題になるのに、ここの整合性を合わせなきゃいけないので、そこがどうなのかということ。それから、国会議員関係政治団体だけではなくて全ての団体に共通する話ですので、どうなるのかという、その基本的なところが整理できないと前に進めないということですので、そういう基本のところの問題整理を触れていただければと思います。

それから、23ページの一番下に、前払式等の話で、「企業会計方式を求める意見があることも踏まえ」とありますけれども、ちょっと何か強いんじゃないのかなというのが感触です。前回の3年前の取りまとめのときは、これはもう、この問題とか収入に対する監査とか、それは大きな基本にかかわる問題なので、国会において議論をすべき問題だということで追いやったと思うんですが、それがこういうふうに委員会として、「ことも踏まえ」となると、ちょっと行き過ぎじゃないのかなと思います。というのが意見です。

【上田委員長】 今、何ページのところですか。

【牧之内委員】 それは２３ページです。

【日出委員】 下から３行目の一番右側のところです。

【上田委員長】 ああ、ここですね。

【牧之内委員】 それから、業務制限につきましては、以上の話が一応整理できました後で触れさせてもらいます。以上です。

【上田委員長】 順番からいうと、１１ページのところですか。

【牧之内委員】 １１ページです。はい。

【上田委員長】 これは書きぶりで、９月３０日の委員会でしたっけ。

【牧之内委員】 前回９月３０日ですよ。

【上田委員長】 委員会で配付された……。

【牧之内委員】 ９月３０日の前回の資料で、委員限り資料Ａに、このたたき台のいわばまたさらにたたき台みたいな資料がずっとあるんですけど、その３ページに、今回のと同じ図が載っていますが。

【上田委員長】 それとちょっと一部矛盾しているという話ですか。

【牧之内委員】 いや、矛盾しているわけじゃないんです。

【井筒参事官】 まず１点目のところですが、９月３０日の段階では、選管とか総務省の窓口指導によるのか、それとも、報告をいただいて適正化委員会のほうが直接やるのかという、いわば対比が問題となっておりましたので、そこをくどいほど書いてあったと。今回は、とりあえず新たに導入する枠組みは、今回お示ししているものだという事で落ち着いておりますので、いわば書きぶりの問題なのかなと認識しております。直ちにちょっと御意見を受けた修文案をお示しできないのは恐縮ですが、趣旨は御説明の中でも触れましたように、従前の取り扱いを変えようというか、それをなくそうということではございませんので、そのところは書きぶりを調整して。

【牧之内委員】 従来の方式に加えて。

【井筒参事官】 はい、そうです。

【牧之内委員】 今回、こういうものを考えるというところがわかればいいと。そういうふうにしてもらいたいということです。

【井筒参事官】 はい。

【上田委員長】 それは修文でできるということですか。

【井筒参事官】 はい。修文で対応します。

【上田委員長】 それから、次は……。

【井筒参事官】 次は、13ページから14ページにかけまして、すみません、説明かたがたさせていただきます。1期目の取りまとめを引用してやっているところでして、何も必ずここでなきゃいかんかということになると、それは論理の運びの見せ方の問題というところもございますので、委員からも奇異ではないかという御指摘であったので、ちょっと構成を。ただ、対応の方向性を2期目の取りまとめで示していくという本体に直接影響があるわけではありませので、修正可能かなと今のところは思っております。

【牧之内委員】 それはそうです。

【上田委員長】 今言ったのは、適当ではないかということですよ。

【牧之内委員】 適当ではないかというこちらの意見が先に結論ぽく出ているので、ちょっと場所を検討したほうがいいではないかなと。

【上田委員長】 これも修文の話です。

【井筒参事官】 これは現在の取り扱いなり、検討の経過を示しているところでございますので、見せ方でうまくない点については修正可能かなと思います。

それから次は、21ページについて御指摘をいただいて、少し口頭で御説明を補わせていただいたのですが、金銭を伴わない収入又は支出の記載方法について、共通する問題として(2)の18ページか何かにもありましたが、全ての政治団体に影響するという大きな問題点について言及をやはりしたほうがいいのではないかという御意見と、あと、当方の事務局の意識としましては、何も前回お示しした特定の記載方法のみを念頭にお示したものではありませんが、分けると記載欄が少なくとも一つ増えて複雑になるんじゃないかという趣旨を示したものでして、御指摘の点を踏まえて、少し説明を丁寧に、重点を変えて御意見を踏まえたものにしたいとは思っております。申し訳ありません。

それから、23ページの下から3行目以下のところで、企業会計方式のところですが、少し、1期目からの経緯も牧之内委員の発言の中で触れられましたが、1期目の取りまとめの際には(10)として企業会計方式に言及した上で、それらについて、まずは国会において議論されるべき課題と考えられるというふうにやっておりましたので、委員の御指摘は、それとの整合性でいうと、「踏まえ」というのは強過ぎるのではないかということで、一方、検討の過程においてこういう意見が出されたことも何らか残したほうがいいのではないかという委員の御意見もございますので、すみません、ここは書き方の問題だとは思

いますが、また修文案をつくって少し御相談をさせていただきたいと思います。

【上田委員長】 はい。では、ほかに何かありますか。

【日出委員】 一点。

【上田委員長】 はい、日出委員。

【日出委員】 すみません。日出です。4ページが一番下のポツなんですけれども、「平成22年度から実施しているフォローアップ説明会を平成26年度以降、フォローアップ研修と位置づけ、その内容を」云々となっています。もしフォローアップ研修と位置づけた場合には、義務的な研修になると考えてよろしいのでしょうか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【井筒参事官】 義務的な研修にするには、法律上の今の登録時研修が位置づけられているように、法律ではっきり義務とうたわなければいけないだろうと思いますので、そこまでは法改正なしには難しいと。ただ、今のフォローアップ説明会が名称からして、極めて任意というか、出ても出なくてもいいというニュアンスが非常に強くなっておりますので、それを少しでも改めたいというところがございます。そのほか、何らかの方法で、研修参加を強化していくような方向性はないかというのを事務局内でも検討はしておりますが、ちょっと取りまとめにうたえるようなものはなかったもので、まずは法的な研修だということのを位置づけるのを一步にしたいというところがございます。義務とまではいえないと思います。

【日出委員】 我々も、士業団体、税理士会で説明する際に、説明会から研修に変わったから積極的に出てくださいという話の裏づけには、実はこういうふうにしなくちゃいけないんだというものがあればいいんですけど、ただ名前だけ変わってしまったのでは、監査人にとってはあまり、参加が伸びるとはちょっと考えにくいところもあるので。委員会として、もしそういった何か縛りをかけることができるのであれば、そのほうがいいのかと思うんです。これは、後の課題にさせていただいても結構です。

【上田委員長】 やっぱ義務とすると法的事項になっちゃうので。義務じゃないけど、何か出てもらったほうがいいのかという趣旨なんですよ。

【日出委員】 説明会も同じなんですよ。

【上田委員長】 だから、運転免許証の切りかえのときの研修とはまた違うんですよという……。

【井筒参事官】 そうですね。制度上は登録時研修を受けたら、資格としてはずっと行

けるという制度になっておりますが、一方で、何らかフォローアップ研修のほうにも出ていただけるように、書き方しかないのかもしれませんが、少し検討したいと思います。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

【牧之内委員】 それでは、次のあれに進みますが、いいですか。業務制限の話です。まずちっちゃな話からで、これは趣味の問題に属することかもしれませんが、28ページの後段のほうで、「このような基本的性格を踏まえると」というのがあります。「その一方で」というのがあります。下のほうは「必要ではないか」と書いてあって、上のほうは「必要性はない」という断定形で書いてあるんだけど、これは合わせたほうが、両論併記ということでしょうから、語尾を合わせたほうがいいんじゃないかなということです。

それから、29ページの③ですけれども、国会議員だからといって業務制限をかけるということはどうかというのは、政党助成の場合は、政党と国会議員との関係ということから業務制限はついているんだろう。政治資金監査のほうはそういうことはないんじゃないかということが、対象にする必要はないという理由だったと思いますので、だから国会議員は国政に専念すべきだというような形でその理由を書くというのはどうかなと、ちょっと私は思うんです。もちろん、こういう考えはあるんですけれども、これを委員会として、こういう考え方を出していくというのはちょっとどうかいなという感じです。

それから、④ですか。④は何でしたかね。

【井筒参事官】 確定申告です。

【牧之内委員】 配偶者。

【井筒参事官】 確定申告です。

【牧之内委員】 え？

【井筒参事官】 確定申告です。

【牧之内委員】 ④。ああ、確定申告か。あと、全体がそうなんですけれども、「なれ合い」とか「利害関係」とかいう言葉が何カ所か使われているのですが、こういう表現は僕は外したほうがいいんじゃないか。利害関係があると認めるか、認めないかなんて、委員会の判断としては出過ぎることになるし、だから、全体を通ずるトーンが、外部性の確保上どうかということを言っているわけですから、外部性の確保上問題があるとか、そういう表現でやんわりとしておいたほうがいいんじゃないかと思います。そういう意味で、29ページの「なれ合いを意味する」とか、それから、30ページの⑥のところの「共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねない」とか、それから、まだほかにも利

害関係という言葉があったように思いますが、そこらは表現はどうだろうかと思いますが。

29ページの下から2行目ですね。「同一の国会議員という共通項を持っており利害関係がある」と、これはまさしく、逆に利害関係なんかどうしてあるんだろうと、同じ国会議員だからというだけでとも思いますし、あと、表現的にどうかなと思います。

それから、⑦と⑨を一緒くたにしてあるのですが。私は、⑦と⑧と⑨はちょっと性格が違うんだろうと。⑨は確かにマスコミは今回も取り上げているんだけど、視点としてはちょっと取り上げ方がおかしいんじゃないかと私は思います。自分が献金をしたら、本当にちゃんと使っているかどうかというのはむしろ逆にちゃんと見るんじゃないか。私はその立場なら、と思いますが。何かこのただし書きのところに、「国民の前に公開されることであり」というと、まあ、制限はかけないんだけど、何かこう、あまりよくないこと、ちょっと後ろめたいことをして、あんたの名前が出ると困るだろうというような感じのニュアンスになっているので、私はこのただし書きはやめたらいんじゃないかと思います。個別のQ&Aでこういう書き方を今まで何回かしてきていますが、それはあり得ると思うんです。

以上です。

【上田委員長】 今、牧之内委員の御意見を伺っていましたが、ほとんどは書きぶりの話ですね。

【牧之内委員】 はい、書きぶりですね。はい、そうです。基本的には。

【上田委員長】 では、書きぶりはちょっと……。

【井筒参事官】 よろしいですか。書きぶりで修正はもちろん、この場の御意見、これからの分も含めて、踏まえて直ささせていただきたいと思うのですが。1点、28ページの基本的性格と、あと、国民の信頼への配慮というところですが、多少、構成上、両論併記といいますか、単純に足して2で割るという結論づけというよりは、基本的性格のほうに一定程度重きを置いて、そこから出発して、配慮をどのように示すかというつもりで書いたものですから、多少、書くと稚拙ではありますが、分けたというつもりでございます。

【牧之内委員】 それなら異議ないです。それじゃあ結構です。

【井筒参事官】 それがいいかどうかも含めて御意見を。あとの点は、まさに御議論いただくべきところだと思いますが、論点の⑦から⑨についてのただし書きのところは、これはまさに事務局としてのたたき台でございまして、今年度の、今年の先ごろの報道でもあったものですから、何がしかの形で委員会として丁寧な説明をしたほうがいいのではな

いかということで、一案として出させていただいているもので、何らか別の形で示せるところがあれば、全くこだわるところではございません。ただ、報道とか、ブリーフィングとか、注目が集まるかなというところで少し、ニュアンスを出したというところでございます。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

今の参事官のお話の、30ページのただし書きのところは、最近の報道を踏まえての話なものですから、何かちょっと報道とは全く触れないでやっているのかなということなので、何かそこに、こういう報道があったけどということで、前置きみたいな形で、そういう気持ちを込めて書いたと。もちろん、もうちょっと何か柔らかい書きぶりがあったらまたご検討ください。

そこら辺、委員さん、よろしいですか。

【井筒参事官】 ちょっとすみません。牧之内委員の御指摘の中で、私どもの修文で対応できる点については少し改良した案をお示ししたいと思うのですが、論点③の国会議員のところにつきましては、御説明の中でもあまり意見が多くなかったということで、一応我々のほうで、幾つか出された御意見をもとに作ったたたき台でございますので、結論がこれでいいかどうかも含めて少し御議論いただいたほうがいいのではないかとっておるのですが。国会議員の……。

【上田委員長】 9月30日の第3回の委員会で、今たまたまここに議事録がありますので。

【谷口委員】 この③の部分についての、「全国民の代表として選出された国会議員に対して国民が期待する職責や」という部分は、前回の私の意見を取り入れてくださったものだと思いますが、あえてこの取りまとめに書かれなくてはいけなような論拠でもないもので、政党助成法関連の部分で足りるのであれば、無理に載せていただかなくてもよろしいかと。議事録に残っておりますので、それで十分と思います。

【上田委員長】 参事官、いかがですか。

【井筒参事官】 そうすると牧之内委員、結論としてはどう……。

【牧之内委員】 いや。結論はいいんですよ。

【井筒参事官】 委員会が示す論拠として、適当かどうかという。

【牧之内委員】 うん。前回なのか何か知らないですけど、要するに政党助成法の場合は、政党と国会議員という関係を重く見て業務制限がかかっていると。しかし、個々の政

治団体について、全ての国会議員だからということはちょっと飛躍し過ぎじゃないかというような感じだったように記憶しているんですけども。

【井筒参事官】 はい。わかりました。そこは修正いたします。

【上田委員長】 では、この件はよろしゅうございますか。

では、次へ行きます。今の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況について
の取りまとめ」につきましては、引き続き委員の皆様から御意見を賜って、今後の委員会
にお諮りしたいと存じます。これで第1の議題を終わります。

次に第2の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式
(案)について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 前回の委員会におきまして、登録政治資金監査人の抹消登録を行おう
とするときの登録抹消届出書の添付書類の取り扱いにつきまして、所管庁における対応を
要請していただいたところでございます。

内容としましては、現在の政治資金規正法施行規則では、登録政治資金監査人の抹消登
録を行おうとするときの登録抹消届出書の添付書類に戸籍抄本のみが規定されております
が、成年後見制度により成年被後見人等となった場合で、法定代理人が抹消の届け出をす
る際には、戸籍抄本ではなく、成年後見登記制度に係る登記事項証明書を添付していただ
くのが適当ではないかということでございました。

そこで、資料2-2になります。政治資金規正法施行規則を所管しております政治資金
課におきまして、現在、当委員会の要請の趣旨を踏まえて、登録抹消に係る規則を改正い
たしますとともに、あわせて関連としまして、登録政治資金監査人の登録に関する各種様
式につきまして、当委員会の決定に委任する旨を明記する規則の改正の手続き中でござい
ます。現在は、30日間のパブリックコメントの受付期間を終了し、決裁の手続き中であ
ると聞いております。この改正によりまして、委員限り資料B-2、1枚紙でございませ
んが、登録政治資金監査人登録抹消届出書の添付書類が委員会からの要請のとおり改正をさ
れることになります。

そこで、すみません、ちょっと行ったり来たりして恐縮ですが、次に資料2-1でござ
います。四角内で、今決裁中でございますので注意書きをつけておりますが、規則が先ほ
どの2-2の案で決定されました場合に、委員会で定めることとなります登録政治資金監
査人の登録抹消届出書その他の様式についてお諮りするものでございます。資料2-1が
改正後の様式ということになっておりまして、委員限り資料B-1が、現行の様式に改正

箇所を見え消しで示した参考の資料ということになっております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

では、よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、ご了承いただいたということで、これで一応、これは決定しなきゃいけないんですか。

【井筒参事官】 お願いします。

【上田委員長】 では、「登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式（案）について」はこれで決定いたします。

次に、第3の議題といたしまして、「平成24年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について」の説明を、収支公開室にお願いします。

【古川収支公開室長】 収支公開室長の古川でございます。私のほうから御説明申し上げます。恐縮ですが、座ったまま御説明させていただきます。

それでは、お手元に資料3、「報道資料」と書いたものをお配りさせていただいておりますので、これに基づいて御説明させていただきます。

まず資料3でございますが、政治資金規正法第20条第1項の規定に基づきまして、去る11月29日に公表いたしましたところでございます。この資料3の1ページ、表紙でございますけれども、ごらんいただきたいと思います。今回の提出団体数につきましては、3,257団体でございました。その内訳につきましては、政党などここに記載しているような状況となっているところでございます。

それでは、恐縮ですが、1枚ものの「ポイント」をごらんいただきたいと思います。①の全政治団体についてでございますが、収入額につきましては、ここに掲げております上の表をごらんいただきますと、24年分の収入額が1,130億円ということでございまして、前年に比べて118億円の増となっております。率といたしまして、11.7%の増でございます。

この1枚ものの「ポイント」でございますけれども、この特徴でございますが、まずポイント①でございます。収入額につきましては、漸減傾向の中、平成19年以来5年ぶりに増加となっております。恐縮ですけれども、「報道資料」の2ページ、折れ線グラフをち

よつとごらんいただきたいと存じます。上の表が収入の推移でございまして、真ん中からちょっと右側に平成10年というのがございまして、1,865億円ということでございまして、これがピークでございまして。この平成10年をピークといたしまして、右肩下がり、漸減傾向が続いているところでございまして。今回は、平成19年以来5年ぶりに前年を上回ったという状況になっているところでございまして。

恐縮ですが、また1枚ものの「ポイント」に戻っていただきまして、次にポイント②でございまして、前年に比べて増加額が最も大きかったのが借入金でございまして、表をごらんいただきますと、23年が13億円でございました。今回24年が75億円ということで、62億円の増となっております。率にしまして488.9%の増でございまして、約6倍といったような状況となっております。

それから、ポイント③でございまして、寄附収入が平成19年以来5年ぶりに増加しております。ごらんいただきますと、前年が116億円でございましたので、これは昭和51年分以降では最も少なかったわけでございますけれども、今回24年につきましては144億円ということで、29億円の増となっております。

次に、支出のほうでございまして。ポイントの下の方でございまして。24年分の支出総額につきましては、1,108億円ということでございまして、前年に比べて215億円の増、率にしまして24%の増となっているところでございまして。特徴いたしましては、ポイント④でございまして、支出総額は21年以来、3年ぶりに増加したところでございまして。

恐れ入りますが、また先ほどの「報道資料」、資料3の2ページの折れ線グラフをごらんいただければと存じます。下の折れ線グラフが支出の推移でございまして。右側のほうにございまして、24年、その左が23年でございまして、893億円ということで前回は昭和56年以来、30年ぶりに1,000億円を下回ったわけでございますけれども、今回は平成21年以来、3年ぶりに前年を上回っておりまして、再びまた1,000億円を上回ったといった状況となっているところでございまして。

恐縮です。また1枚もの、「ポイント」に戻りますけれども、ポイント⑤でございまして。支出の中の寄附交付金でございまして、23年が285億円でございましたが、今回24年は382億円ということで、前年に比べまして97億円の増、率で33.9%の増となっているところでございまして。

それから、選挙関係費につきましても、23年が5億円でございましたが、24年は86億円ということで、82億円の増、率にして1,764.5%ですから、約18.6倍とい

ったように大幅に増加しているところでございます。報道等では、衆議院選挙が行われた影響ではないかといった報道がなされているところでございます。

次に、②国会議員関係政治団体についてでございます。1枚ものの「ポイント」でございますけれども、24年分の収入額は143億円でございまして、前年に比べて25億円の増、率にしまして21.5%の増となっております。支出総額につきましては137億円ということでございまして、前年に比べて24億円の増、率にして21.0%の増となっているところでございます。

それから、③政党本部でございますけれども、24年分の収入額は804億円でございました。前年に比べて64億円の増、率にして8.7%の増となっております。特徴といたしましては、ポイント⑥でございますが、増加額が最も大きかったのが借入金でございます。前年に比べて皆増、全部、全て増ということでございますけれども、借入金につきましては23年がゼロといった状況でございまして、今回は40億円の増ということで皆増となっております。この主な要因としましては、自由民主党が20億円借り入れる、あるいは日本維新の会が約10億円を借り入れるといったところが大きな要因といえと存じます。

それから、支出総額でございますけれども、771億円でございまして、前年に比べて144億円の増、率にして23.0%の増となっているところでございます。特徴といたしましては、ポイント⑦でございますが、前年に比べて寄附交付金が80億円の増、率にして41.5%の増となっております。それから、選挙関係費が70億円の増、前年の約2.5倍となっているところでございます。

お手元の資料3、「報道資料」でございますけれども、3ページが、全体のそれぞれ政党・団体別の区分ごとの一覧でございます。4ページはその支出でございます。これにつきましては、説明が重複する部分がございますので、ここは恐縮ですが省略させていただきまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。これは、各政党別の収入の内訳でございます。一番左に政党名がございますけれども、これは収入の多い順番となっております。日本共産党中央委員会が最も多く、以下、民主党、自由民主党本部、公明党などの順となっているところでございます。

表の左側を見ますと、政党名の横に構成比等という欄がございますが、また一番上には区分がそれぞれございまして、これを見ていただきますと、日本共産党は事業収入の割合が、構成比のところを見ていただきますと87.6%と最も高くなっております。その

ほとんどは、機関誌の発行といったようなことでございます。

それから、民主党でございますけれども、政党交付金の割合が84.4%と高くなっているところでございますが、一方で寄付は0%となっております。

それから、自由民主党本部につきましては、政党交付金の割合が63.9%、借入金が12.6%などとなっているところでございます。

それから、公明党の欄をごらんいただきますと、事業収入が68.4%、政党交付金が16.5%となっておりますが、事業収入が多いという点では日本共産党と類似しているところでございます。

それから、日本維新の会は借入金65.1%、寄附が、これは全て個人でございますけれども、34.8%となっているところでございます。

みんなの党は、政党交付金が79.4%、借入金17.7%などとなっているところでございます。

各政党の収入に占める政党交付金の割合で見ますと、一番高いのが民主党で84.4%、みんなの党が79.4%、自由民主党本部が63.9%などとなっているところでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。各政党の支出でございます。同じように左側に政党名がございますけれども、合計につきましては、一番右のほうに合計という欄がございます、これも多い順に並んでおります。日本共産党中央委員会、民主党、自由民主党本部、公明党などの順ということで、収入と同じような状況になっているところでございます。

この表を見ますと、前年に比べて増加額が最も大きいのが民主党でございます、この構成比の下に「24-23」というのがございますけれども、いわゆる前年比でございますが、民主党が55億円の増ということで一番大きいわけでございます。以下、自由民主党本部は46億円の増、みんなの党は8億円の増などとなっているわけですが、この増減の主な要因でございますけれども、民主党は寄附交付金が35億円の増、それから選挙関係費が21億円の増などとなっております。自由民主党本部は寄附交付金が39億円の増、選挙関係費が21億円の増などとなっております。やはりこれは国政選挙が行われたことの影響といったことではないかということで、マスコミ等の報道があるところでございます。

それから、政党本部の支出の構造、内訳を構成比で見ますと、これは収入との表裏

の関係でもございますが、日本共産党につきましては、機関誌の発行が59.9%と最も多くなっております。それから民主党は、寄附交付金が67.4%、選挙関係費が13.4%などとなっているところでございます。それから、自由民主党本部は寄附交付金が45.9%、事務所費が14.1%、選挙関係費が13.3%などとなっているところでございます。

それから、次に7ページでございますが、「寄附及び政治資金パーティーの推移」でございます。まず、寄附でございますけれども、表の一番左に年がございまして、表の中ほどに寄附の計という欄がございまして、この年と計を見ていただきますと、平成3年の958億円、これがピークでございまして、以下、下に行くほど年々減少しているといった状況でございます。平成24年分は一番下にございますが、合計欄ですけれども、144億円でございます。5年ぶりに前年を上回っております。内訳の個人、それから法人その他の団体、政治団体、全ての区分で前年を上回っているところでございます。ちなみに、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、前回23年分につきましては、昭和51年以降で最低の額であったわけですが、今回は前年を上回ったといった状況でございます。

それから、政治資金パーティーでございますが、表の一番右のところに「うち政治資金パーティー」という欄がございまして、これをござんいただきますと、平成24年、一番下でございますが71億円となっております。これは平成18年以来、6年ぶりに前年を上回ったといった状況になっております。前年を2億円上回っております。ピークは平成16年の143億円でございます。これから見ますと、今回の平成24年の71億円というのは約半分、50.5%減といった状況になっているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上で概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題については、これでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第4の議題の前に、その他の議題といたしまして、「ホームページに掲載している登録政治資金監査人の登録一覧の更新について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 すみません。委員限り資料C-1、C-2をござんいただきながらお

願いたします。

まず資料Ｃ－２のほうですが、登録政治資金監査人の責任関連資料ということでございます。マニュアルのほうにもございますが、登録政治資金監査人に対しましては、政治資金規正法で虚偽記載の罰則が定められておりますが、そのほかの責任としまして、各士業法において、信用失墜行為などが懲戒処分の対象とされているところです。そこで、資料Ｃ－２では、各士業団体に確認させていただいたものをまとめたものでございますが、１ページ目に処分事由、２ページに、その手続きや処分の種類、さらに参考としまして、４ページ以降が行政庁による処分ということで、資料的にまとめたものになっております。

また、政治団体のほうでは、ホームページの情報を参考に登録政治資金監査人に連絡をとっているということでございますので、資料Ｃ－１、１ページの中ほどに二つほどボツがございますが、登録抹消や事務所所在地の変更など、何らかの変動の端緒を委員会としてつかんだ場合には、届け出をこれまで待ってあったわけでございますが、届け出を待つことなく、ホームページ上の情報に反映させて、最新の情報を提供するように改めたいというものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

本事案については、ご了承いただいたということでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

【上田委員長】 次に、第４の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 資料４でございますが、登録政治資金監査人の登録状況ということで、登録者数が一番下にございまして、４,４１９となっております。前回、委員会でご報告したものより６０名増えております。また、裏面にまいりまして、研修の状況ですが、１０月分２９人、１１月分５３人、１２月分が６日現在で４人ということで、１６１人となっております。

その下、フォローアップ説明会は１０月分６６人、１１月分２６６人、１２月分が６日現在で６２人ということで、合計１,１０１人となっております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見ございましたら、どう

ぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局からありましたら、お願いします。

【井筒参事官】 はい。本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省 8 階の会見室におきまして、事務局長のほうからブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定にしております。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日 1 2 月 1 7 日火曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等について、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、2 月 5 日水曜日の午前 1 0 時半より開催させていただきたいと存じます。詳細は、後日また文書にて連絡を差し上げます。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。